

企業の刑事責任と  
Corporate Moral Agency  
組織罰の法制化案から考える

北海道大学大学院 文学研究科 西本優樹

# 注意

---

- 以下は2022年度応用哲学会年次大会で発表した際のスライド資料です。
- 法人処罰をめぐる法学上の議論と企業倫理の哲学的議論を接続しようと試み  
ていますが、両者の接続が十分とは言えません（いずれ拡充して論文にしたい  
と思っています）。
- 参照される際はその点注意されるようお願いいたします。

# JR西日本福知山線脱線事故

---

- 2005年4月25日、兵庫県尼崎市のJR福知山線で、快速列車が制限速度70キロの急カーブに時速116キロで進入して脱線し、乗客106人と運転士が死亡、562人が負傷する事故が発生した。

## 旧経営陣の刑事裁判

- 福知山線事故をめぐる旧経営陣4名に対する刑事裁判はいずれも無罪が確定している。
- ▶ この事故を契機に再び注目を集めるようになったのが「法人処罰」の問題である。

## 法人処罰

日本の刑法には法人処罰規定がない。そのため、企業活動で人に危害が加えられても、企業それ自体に刑事責任を負わせることはできない。福知山線事故のような事例では、誰も刑事責任を負わない事態が帰結する。

## 企業の道徳的行為者性（CMA）

- 企業倫理の伝統的問題として、企業に行為能力を認め道徳的責任を帰属させられるかを問う「企業の道徳的行為者性（corporate moral agency）」と呼ばれる問題がある（以下、CMA）。
- 心や身体を持たない企業（集団、組織）の道徳的責任を論じるこの問題は、法人処罰の正当化も念頭に置く仕方で論じられる（Corlett 2013）。

# 組織罰の法制化案

- 福知山線事故を契機に、事故遺族を中心に法律家らが集まり、組織罰の法制化案を提出するに至った（組織罰を実現する会 2021）。

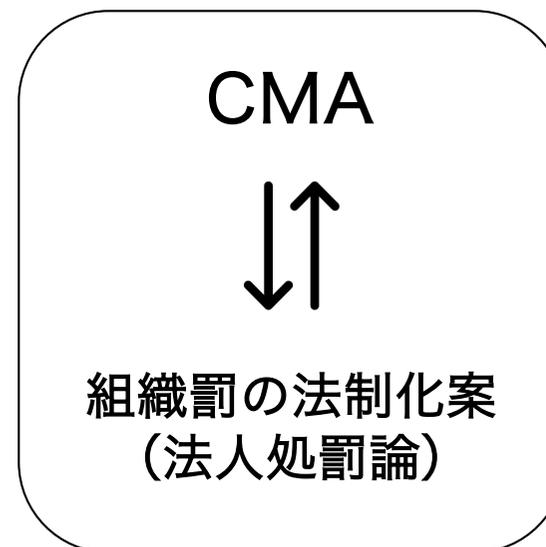
- 団体名:組織罰を実現する会
- 代表:大森重美(JR福知山線列車脱線事故遺族)
- 副代表:松本邦夫(笹子トンネル天井板崩落事故遺族)
- 事務局:津久井進(弁護士)
- 顧問:安部誠治、郷原信郎、安原浩、柳田邦男(五十音順)



<http://www.genjin.jp/book/b580733.html>

## 本発表の目的・内容

1. CMAをめぐる議論の紹介
2. 組織罰の法制化案の検討
3. 法人処罰論の検討
4. まとめ：CMAと法人処罰



# 本発表の目的・内容

1. **CMAをめぐる議論の紹介**
2. 組織罰の法制化案の検討
3. 法人処罰論の検討
4. まとめ：CMAと法人処罰

## 注意：参照する議論に応じて用語が変わる

- 個人 ⇔ 自然人
- 企業・会社・法人・組織
  - 組織罰の法制化案・CMA：法人格を持たない組織も含む。
  - 法人処罰の議論を参照する場合：法人を念頭に置く。

# 1. CMAをめぐる議論の紹介

問題となる道徳的責任

- ① 問題となる出来事を引き起こしたこと
- ② それを意図的に行ったこと

によって帰属される責任 (Velasquez 2003:532)

▶ 企業は①②を充たすか：企業に意図的の行為は可能か？

## 現行のCMAの正当化の特徴

- A) 機能主義に基づく企業の意図の理解
- B) 企業の意図の還元不可能性

## A) 機能主義に基づく企業の意図の理解

- CMAを擁護する論者は、志向的状态に関する機能主義に依拠してそれを正当化する (Sepinwall 2016) 。
- 機能主義：信念や意図など特定のタイプの心的状態をそれが機能する仕方から説明する。
- ▶ 企業に意図の機能的特徴を見出すことができるなら企業は意図を持つ。

## A) フレンチの議論

(ブラットマンの意図の計画理論を援用して) 「何かが意図的に行為すると述べることは、それが行動を動機づける目的や計画、ゴール、関心を持つと述べること」であり「その状態 [意図] の主要な要素である計画は、企業的意思決定に典型的に見られる」 (French 1995:10-12)

## A) ブラットマンの議論

（特定の意思決定手続で得られた集団の選択に関して）「そうした手続きの結果が、（とりわけ）集団のさらなる共有された意図的活動を導くよう設定されている場合、その結果において手続きが発行されたという事実が、集団自身がその結果にしたがって行為するよう意図していることを確証する」（Bratman 2017: 44）

## B) 企業の意図の還元不可能性

- 企業の意図 / 企業内の個人の意図

の区別に関して、企業内の個人の誰の意図にも還元できないものを、企業それ自体の意図と考える。

## B) リスト & ペティットの集約手続論

- 特定の意見集約手続を採用する場合、集団内の誰にも還元できない集団（組織）それ自体の決定が成立する（List & Pettit 2011）。
- ▶集団（組織）の態度が一貫して合理性を示す場合に、集団（組織）を自律的な行為者と考える。

## 現行のCMAの正当化の特徴

A) 機能主義に基づく企業の意図の理解

B) 企業の意図の還元不可能性

▶ A)意図を機能主義的に理解した上で、B)個人の意図に還元できない場合の意図を企業の意図と考える。

# 本発表の目的・内容

1. CMAをめぐる議論の紹介
2. **組織罰の法制化案の検討**
3. 法人処罰論の検討
4. まとめ：CMAと法人処罰

## わたしたちがめざす組織罰の内容

- **両罰規定**の特別法として「個人にしか問えない業務上過失致死罪を法人にも問えるようにする法律」を創設する。
- 条文の内容は以下のとおりとする。
  - 第1条：法人の業務において発生した事故に関して、代表者又は代理人、使用人その他の従業者が刑法211条の罪を題し、人を死亡させたときは、法人を500万円以下の罰金刑に処する。
  - 第2条：前条の罰金は、国及び地方公共団体を除き、当該会社の前事業年度における純資産額に相当する金額以下とすることができる。

## 両罰規定

- 犯罪が行われた場合に、行為者本人だけでなく、その行為者と一定の関係にある法人も処罰する旨の規定（事業主が自然人の場合もある）。

例) 廃棄物処理法第32条：法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

## 両罰規定の理論的根拠

- **同一視理論**：法人が精神と肉体を持つと考えた上で、自然人の犯罪を法人のそれと同一視する。

例：株式会社の代表取締役の違反行為を法人の行為と同一視した上で、法人を処罰する。

- ▶ CMAで、法人の行為や意図が、自然人の行為や意図に還元されない点を重視する点と対照的な議論。

## 同一視理論によって同一視される自然人の行為

- ① 法人と同一視可能な主体が行う違反行為。
- ② 従業員の違反行為に対する、法人と同一視可能な主体による選任監督上の義務違反。

▶ 法制化案で念頭に置かれるのは②

## 福知山線事故に適用する場合

- まず、運転士に業務上過失致死傷罪が成立することを立証する。
  - 次に、法人(JR西日本)と同一視可能な自然人の監督上の義務違反を、JR西日本の義務違反と同一視する。
- ▶ JR西日本が、自社の事故防止措置の適切であったことを立証できれば免責される（立証責任の転換、裁判での真相解明につながる）。

## 福知山線事故に適用する場合

- JR西日本が自社に過失のないことを立証できない場合、JR西日本は有罪となる（組織罰を実現する会 2021:75, 仲道 2019: 33）。
- ただし、実際の判決で旧経営陣の過失は否定されているので、法人処罰があってもJR西日本の過失責任は問えないとの議論もある（川崎 2017, 古川 2018, 松宮 2017）。

## 同一視理論の問題①

- 同一視する自然人がない場合に機能しない。
  - ▶ 社長のような地位の高い者の義務違反を認定できなかったり、違反行為者を特定できない場合などに使えない。

## 同一視理論の問題②

- 刑法理論上の基礎づけが明らかでない（英米の場合も同様）（樋口 2021:96）。
- 「法人が肉体も精神も持つとする同一視理論に依拠する論者は、法人処罰を刑法理論の見地から基礎づけるという思考枠組みを採用しながらも、実際には同一視理論を刑法理論から基礎づけるという作業を放置してきた」（樋口 2021: 32）

## 同一視理論の問題（まとめ）

- ① 同一視する自然人がない場合に機能しない。
- ② 刑法理論上の基礎づけが明らかでない（英米の場合も同様）（樋口 2021:96）。

▶ 現行の法制化案は、①自然人を介さずに組織それ自体を処罰することのできるものになっていない。②さらに、理論上の問題もある。

## 組織それ自体の処罰に向けて

- とはいえ「将来的には、法人処罰については、英国の法人故殺罪など新たな仕組みに発展するよう研究と検討を進めること」とあったように、組織それ自体への処罰が断念されたわけではない（組織罰を実現する会 2021: 3）。
- ▶そこで次に、組織それ自体の過失の正当化を念頭に、法人処罰論のもう一つの主要理論である組織モデルを見る。

## 本発表の目的・内容

1. CMAをめぐる議論の紹介
2. 組織罰の法制化案の検討
- 3. 法人処罰論の検討**
4. まとめ：CMAと法人処罰

## 組織モデル

- 特定の自然人を媒介とせずに法人組織自体を処罰対象とすべきと考える立場（樋口 2021:1）。
- ▶ CMAと同様の問題意識：法人の心と身体の問題に対処する必要性が生じる。

## 美濃部達吉の議論

- 刑事犯に関する法人の犯罪能力を明確に否定。
  - 「刑事犯は、反道徳性・罪悪性を本質上の要素と為し、是非を弁別する精神能力あるものが罪悪を犯したことを処罰するのである」（美濃部 1939: 65）
- ▶ 他方、行政犯に関しては法人の行為能力を肯定する。

# 行政犯に関する法人の行為能力

- 行政犯は、法律上の義務違反を処罰するものである。
  - この場合、法令により義務を命じられている者が、その義務に違反したことが構成要件となる。
  - 法人も納税義務のように行政法上の義務者であるから、義務の違反が可能であり、法人それ自体が処罰の対象である（美濃部 1939: 66）。
- ▶ 肉体的挙動・心理的要素がその本質から捨象されていると考え、行政犯における法人の行為能力を肯定した（樋口 2021: 7）。
- ▶ 行為類型の限定はCMAでも行ってよさそう（西本 2021）。

## 川崎の組織モデル論

- 義務違反に基づく犯罪類型として過失犯を捉えることで、過失犯についても法人それ自体の処罰が可能だと考える（川崎 2004: 79-80）。
  - ▶ 行政法上の義務違反に限られていた法人の処罰範囲が、過失犯にまで拡大される。

## 組織過失の具体化

- コンプライアンスプログラム（川崎 2004: 213）
  - コンプライアンス：人的側面と組織構造の両方に注意を払った内部統制システム。
- コンプライアンスプログラムの実施を、代表者の注意義務と切り離れた企業それ自体の注意義務と捉える。
- ▶ 適切に実施していたことを立証できれば、企業は免責される。

# コンプライアンスプログラム

「違法行為者を特定できないケースや代表者の能力では法益侵害を回避できない「システムの不備」や「組織構造の欠陥」に起因するケースなど、自然人を媒介にしたアプローチでは、企業の刑事責任を認定できないケースの中にも、企業の規模や資力から考えれば、人的な側面と組織構造面の両方に注意を払い、法令遵守のため「システムとしての違法防止体制を整備し、これを運用する」ことで、十分に回避できるものがある。企業自身には、こうしたシステムの適正な整備と運用を自らに対する法的な管理監督義務（注意義務）として、適切に実施することが求められ、これを怠ったために法益侵害が発生した場合、これに対する刑法上の非難を受けることは、社会的実在であり、経済活動の中心的存在である企業の実態からして、妥当な帰結といえることができる」（川崎 2004: 215-6）

## 川崎の議論の限界①

- 故意犯（肉体的挙動・心理的要素を要求する）への法人処罰ができない（樋口 2021:19）。
- ▶ なお残る心と身体の問題：樋口は、故意を主観的要素から規定する方針を廃棄し、法人の有する危険の回避が期待できたかという他行為可能性の点から、従来肉体的・心理的要素として定式化されてきた要件を解釈することを提案する(樋口 2021: 168)。
- ▶ CMAの機能主義に依拠する議論と親和的に見える(今回は過失犯に焦点を当てるので深入りしない)。

## 川崎の議論の限界②

組織過失の基準をコンプライアンスプログラムに直結させると、コンプライアンスに関して関係者が軽微な処罰で終わる場合に、過小処罰となる(樋口 2021:107-8)。

▶コンプライアンスだけで免責判断を行うのではなく、法人内の犯罪抑止に関わる行為・意志の全てから評価する必要がある。

## ②に関する樋口の提案

個々の自然人の関与が微小なために法人処罰を行えないが、全体としての違反が軽微でない場合、関与した複数の自然人を集合することで、法人組織の行為を認める(樋口 2021:167)。

▶集合的権限の理論：しかしこれだと同一視理論に帰着することになるのではないか？ (今井 2009: 19)

## 樋口の提案の検討

CMAでは、組織の意図が、個人の意図や複数人の意図の合計として説明できる場合、その意図に基づく行為の責任は個人に還元されると考えてきた (Bratman 2014, 2017; French 1995; List & Pettit 2011)。

▶むしろ還元不可能性に焦点を当てるCMAの議論であれば、組織内の個人がいずれも、義務違反を意図していない、問題を知らない等の場面で、なお組織全体として義務違反と理解できる振る舞いが認められるなら、その場合にCMAを正当化するだろう。

## 福知山線事故の共同検証から

- 同事故では、運輸安全委員会の調査と別に、遺族とJR西日本が共同で検証作業を行っている（高浦 2015, 松本 2018）。
- その作業により、「ATSの整備計画と、最高速度の引き上げ・新型車両投入・ダイヤ改正などの速達化がまったく連動していない、つまり、安全対策を取らないまま、スピードアップだけをどんどん進めていったことが一目瞭然となった」（松本 2018: 216）。
- ▶ 技術層と経営層がバラバラに作業した結果、誰も問題に気づけなかった。

## 福知山線事故の共同検証から

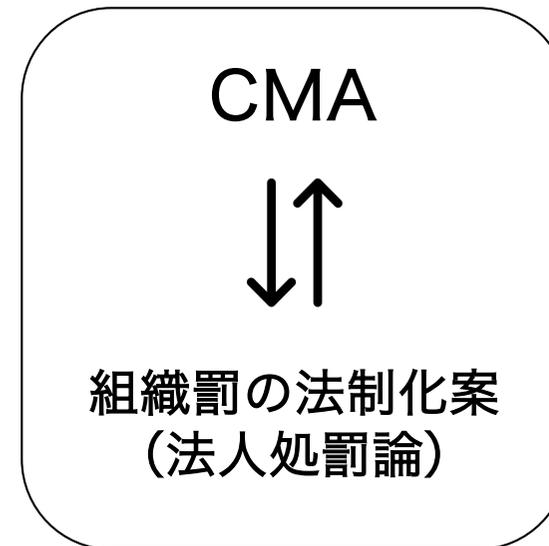
- 技術層と経営層がバラバラに作業した結果、誰も問題に気づかない。
  - ▶ こうした場面をもって、組織の構成員に還元不可能な安全義務違反を認めるのであれば、樋口のいう集合理論とは異なる仕方で、組織過失を特徴づけることができる。
  - ▶ またこれは、樋口が懸念したコンプライアンスプログラムと法人処罰規範の直結という問題にも応えている。組織内のコンプライアンスプログラムで捉えきれない組織全体の義務違反を説明する道筋を示しているからである。

## 本発表の目的・内容

1. CMAをめぐる議論の紹介
2. 組織罰の法制化案の検討
3. 法人処罰論の検討
4. **まとめ：CMAと法人処罰**

## 4. まとめ：CMAと法人処罰

- 組織モデルで行われていた行為類型の限定はCMAでも行うことができそう。
- 還元不可能性を定式化するCMAの議論は、組織モデルに基づく法人処罰の正当化に新たな議論を提供できるかもしれない。
- (本日は扱わなかったが)樋口が言う主観的要素を廃した組織故意の理解は、CMAで行われる機能主義を用いた議論とさらに比較できそう。



## 文献

- Bratman, Michael E. 2014. *Shared Agency: A Planning Theory of Acting Together*. Oxford University Press.
- Bratman, Michael E. 2017. "The Intentions of a Group." Pp. 36–52 in *The Moral Responsibility of Firms*, edited by E. W. Orts and N. C. Smith. Oxford University Press.
- Corlett, J. Angelo. 2013. *Responsibility and Punishment*. 4th ed. Springer.
- French, Peter A. 1995. *Corporate Ethics*. Harcourt Brace College Publishers.
- Sepinwall, Amy J. 2016. "Corporate Moral Responsibility." *Philosophy Compass* 11(1):3–13.
- 今井猛嘉. 2009. "コンプライアンス・プログラムと法人処罰." *刑事法ジャーナル* 17:16–23.
- 古川伸彦. 2018. "判例研究 JR福知山線脱線事故とJR西日本歴代社長らの刑事責任[最高裁平成29.6.12決定]." *名古屋大学法政論集* (278):279–93.
- 川崎友巳. 2004. *企業の刑事責任*. 成文堂.
- 川崎友巳. 2017. "時の問題 「福知山線脱線事故」が問いかけるもの：刑法の役割を考える." *法学教室* (447):46–52.
- 松宮孝明. 2017. "判例時評 福知山線脱線事故刑事裁判を振り返って：最二決平成29年6月12日を素材に." *法律時報* 89(10):4–6.
- 松本創. 2018. *軌道：福知山線脱線事故JR西日本を変えた闘い*. 東洋経済新報社.
- 樋口亮介. 2021. *法人処罰と刑法理論*. 増補新装版. 東京大学出版会.
- 組織罰を実現する会, ed. 2021. *組織罰はなぜ必要か：事故のない安心・安全な社会を創るために*. 現代人文社.
- 美濃部達吉. 1939. *行政刑法概論*. 岩波書店.
- 西本優樹. 2021. "企業の道徳的行為者性をめぐる企業の意図の問題：推論主義に基づく検討." *応用倫理* 12:22–44.
- 高浦康有. 2012. "対話的正義としての企業倫理：JR福知山線脱線事故の共同検証過程のレビュー." *経営哲学* 9(1):136–39.

本発表は、JSPS特別研究員奨励費JP20J11383の助成を受けた研究成果の一部である。